○近畿地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千二百九十五号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十一年五月二十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百三十九号東播都市計画道路事業三・二・百四十号尾上小野線

三　事業施行期間　自平成十八年八月一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第十六号備後圏都市計画道路事業三・五・四百七号長江線及び三・五・四百十三号久保長江線

三　事業施行期間　自平成十六年二月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第五十号長洲都市計画道路事業三・二・一号長洲玉名線及び三・六・十三号新山海岸線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十九日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

質問書提出

二月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

情報収集衛星の契約における三菱電機の過大請求に関する再質問主意書（吉井英勝提出）

八ツ場ダム建設事業における藤村修内閣官房長官裁定に関する質問主意書（中島政希提出）

参議院

質問主意書提出

二月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

全国健康保険協会の安定的運営に関する質問主意書（秋野公造提出）（第二七号）

北九州市等におけるＰＣＢ廃棄物の適正処理の確保に関する質問主意書（秋野公造提出）（第二八号）

国有林における雪崩対策に関する質問主意書（横山信一提出）（第二九号）

学校給食用牛乳に関する質問主意書（古川俊治提出）（第三〇号）

年金交付国債に関する質問主意書（若林健太提出）（第三一号）

人事異動

法務省

（福岡矯正管区第二部長）法務事務官　熊谷　竹生

福岡矯正管区第一部長に配置換する（福岡矯正管区第一部長）同　國吉　高虎

神戸刑務所長に転任させる（神戸刑務所長）同　荒関富士夫

広島刑務所長に配置換する（広島刑務所長）同　嶋田　博

広島矯正管区付に転任させる（以上二月十三日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する（各通）　工藤　良昭

正七位に叙する　宮田　澄男

従五位に叙する　杉本　律夫

正六位に叙する（各通）　田代　紀元

上村　修　幸田　八郎　渕田　勇一

堤　浩一　藤田　孝雄　高須　芳美

吉田　稔　山中　勝

従六位に叙する（各通）　畑山　利明

齋藤　齊　西田　勉

正七位に叙する（各通）　井上　章

従七位に叙する（以上一月十二日）　井川　静男

正七位　芳　即正

従四位に叙する　兒玉　福三

正八位　小林　豊次

従五位に叙する（各通）　松下　高雄

越後　繁盛

正六位に叙する（各通）　伊藤　龍夫

（海上保安官）　清水　泰

今井　慎一　齊田　三郎　森野　仲尼

西川　明　三浦　春雄

山口　典之　山城　稔生

従六位に叙する（各通）　鈴村　清典

古賀　之典

正七位に叙する（各通）　澤田　峯雄

伊藤　三郎

従七位に叙する（各通）（以上一月十三日）　羽良　正睦

従四位に叙する　蓮見　弘

正五位に叙する　山下　茂

石崎　昭二　佐藤　文男

従五位に叙する（各通）　長田　辰美

穴水　進　阿部　自彊　日下部　晃

柏木　文夫　木村　和一　鈴木　巖

重久　昭彦　清水　孝文　野里重次郎

竹中　清　堤　文雄　濱上　實則

（鹿児島県長島町議会議長）　布施　一好

正六位に叙する（各通）